

恵まれた水環境を守り、次世代へつなげましょう

「大切な3つのこと」を実行し、浄化槽を正しく使いましょう！



大切な3つのこと

その1 保守点検

★定期的な点検、消毒薬の補充などの維持管理が必要です。
浄化槽は365日休むことなく働いています。
保守点検は県知事の登録を受けた業者に委託しましょう。

その2 清掃

★年1回以上の抜き取り作業(清掃)が必要です。
浄化槽内には汚泥がたまっていきます。
汚泥がたまりすぎると、悪臭が発生したり、汚泥が流れ出したりします。
清掃は市町村長の許可を受けた業者に委託しましょう。

その3 法定検査

★年に1回、必ず法定検査を受けましょう。
保守点検や清掃が適正に実施されているか、浄化槽が正しく機能しているか、放流水の状態はどうかについて検査します。
県が指定した実施機関で法定検査を受けましょう。

●実施機関:公益社団法人 島根県浄化槽普及管理センター
TEL:0852-24-8165

◎浄化槽は「微生物の力」で、し尿や家庭で使った水を処理して、きれいな水を放流しています。